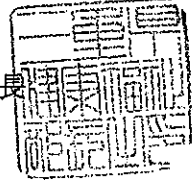


健福第11-120号
平成23年 4月 21日

各大学学長 様

三重県健康福祉部長



平成23年度三重県医師修学資金貸与者募集について（依頼）

春暖の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

三重県では、将来医師となって、県内で医療に従事する意思のある医学生に対して修学資金を貸与しています。県内外の大学医学部医学科で学ぶ医学生を対象とする修学資金で、卒業後に医師として一定の年数を三重県内で勤務することにより、貸与額全額の返還を免除することとしています。

つきましては、本制度のポスター、パンフレット及び申請様式一式を送付いたしますので、掲示等していただき、貴校生に周知いただきますようお願いいたします。

なお、新規募集人数は80名、募集期間は平成23年4月1日から6月30日の3ヶ月間となっております。

事務担当 健康福祉部 医療政策室
医師確保対策グループ 高士
電 話：059-224-2326
FAX：059-224-2340



三重県医師修学資金貸与制度の概要

健康福祉部医療政策室

(1) 対象者

- ・医学部医学科学生（1年生から6年生）
- ・出身地および医学部の所在地は、県内に限らず県外も対象とする

(2) 貸与枠

- ・新規貸与は年間80名までとする

(3) 貸与額

- ・入学初年度（大学1年生） 1,517,800円
 - ・次年度以降（大学2年生から6年生まで） 各年度 1,235,800円
- （参考：入学年から卒業年まで貸与を受けた場合の合計 7,696,800円）

(4) 返還免除条件

- ・医学部を卒業後に、医師として一定の年数を県内で勤務することにより貸与額全額の返還を免除する
- ・返還のための条件を数パターン用意し、医学生の多様な将来設計に対応しています。

① 県内勤務医コース

- ・卒後県内10年間勤務（へき地義務なし）

例) 勤務医コース

	初期研修	県内病院勤務
時期	卒後1・2年	卒後3年目～10年目 (留学等の理由で2年間まで一時停止可能)
場所	県内研修病院	県内救急告示病院勤務(勤務地の移動等の制限なし)

※県内研修病院 … 国が定める臨床研修病院

※県内救急告示病院勤務 … 三重県内の救急告示病院（H22.11月現在57病院）で救急医療に関連する診療科〔内科系（一般、循環器、消化器、呼吸器、血液、腎臓、アレルギーなど）、外科系（一般、消化器、心臓血管、胸部、形成、小児など）、脳神経外科、整形外科、麻酔科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科など〕の医師として勤務する。救急医療に専従する必要はなく、上記診療科の医師として県内の救急告示病院に勤務すれば、救急医療に従事しているとみなします。

②へき地医療コース

- ・内科・外科コース…………… 卒後県内7年間勤務（へき地勤務4年）
- ・小児科・産婦人科コース…… 卒後県内6年間勤務（へき地勤務2年）

例)へき地内科・外科コース

	初期研修	へき地勤務	専門研修	へき地勤務
時 期	卒後1・2年目	卒後3・4年目	卒後5年目	卒後6・7年目
場 所	県内研修病院	へき地大病院	県内研修病院	へき地小病院(診療所)

※県内研修病院 … 国が定める臨床研修病院

※へき地大病院 … 紀南病院、尾鷲総合病院、志摩病院

※へき地小病院(診療所) … 報徳病院、南伊勢病院および過疎地域自立促進特別措置法、
離島振興法、山村振興法の指定地域にあるへき地診療所

例)へき地小児科・産婦人科コース

	初期研修	専門研修	へき地勤務
時 期	卒後1・2年目	卒後3・4年目	卒後5・6年目
場 所	県内研修病院	県内研修病院	へき地病院

※県内研修病院 … 国が定める臨床研修病院

※へき地病院 … 紀南病院、尾鷲総合病院、志摩病院

三重県医師修学資金貸与制度 Q&A

Q1 どれだけの金額貸与してもらえますか？

→入学の年に1,517,800円、2年目以降は1,235,800円の貸与が受けられます。(6年間借りた場合7,696,800円)

Q2 三重県出身じゃないと貸与を受けられませんか？

→三重県出身の方はもちろん、県外出身の方でも大学卒業後県内で一定期間勤務する意志があれば貸与を受けることができます。

Q3 三重大学の医学生だけが対象ですか？

→三重大学の医学生だけでなく、他の国公立大学や私立大学の医学生も対象です。

Q4 1年生しか貸与を受けられないのですか？

→何年生でも貸与を受けられます。ただし、何年生から貸与を受けても返還免除期間は同じです。

Q5 他の奨学金制度との併用は可能ですか？

→日本学生支援機構などの就労義務のない奨学金であれば併用は可能です。

Q6 貸与の条件に保護者の収入制限がありますか？

→申請に必要な書類として連帯保証人の所得証明を添付していただきますが、保護者の収入制限は特にありません。

Q7 貸与を受けたい場合はどうすればいいですか？

→申請期間は平成23年4月1日から平成23年6月30日までですので、この期間中に申請書類を提出してください。なお、申請書類はホームページ

(<http://www.pref.mie.jp/IRYOS/HP/syugaku/>) にアップしますのでダウンロードしていただくか、医療政策室までご連絡いただければ郵送させていただきます。

Q8 貸与人数は何名ですか？

→新規貸与人数は80名です。

Q9 申請したらどのように貸与が決まりますか？

→申請いただいた方については、夏休み中に面接を行い、貸与者を決定する予定です。貸与が決定した方には借用書等を提出いただき、9月に1年目の修学資金を入金します。2年目以降は4月末に入金します。

Q10 返還免除になるためにはどうすればいいですか？

→将来選択するプログラムにより以下の年数勤務すれば返還免除となります。

○県内勤務医プログラムの場合

・県内救急病院10年勤務（へき地義務なし）

○へき地プログラムの場合

・小児科、産婦人科は県内勤務6年間（へき地義務2年）

・内科、外科は県内勤務7年（へき地義務4年）

Q11 返還する場合は借りの金額を返還すればよいのですか？

→県内での勤務することができないなどの理由により返還していただく場合は、貸与した額に年10%の利息をつけて返還していただくこととなります。

Q12 申請時にプログラムや診療科を決めなければいけませんか？

→申請時は将来県内で勤務する意志があれば問題ありません。どのプログラムや診療科でやるかは臨床研修の2年目に決めてもらいます。

Q13 大学卒業後の臨床研修先や3年目以降の勤務先は自分で決められますか？

→臨床研修先は三重県内になりますが、自分で決めることができます。3年目以降の勤務先については、へき地プログラムの場合は県が勤務先を決めますが、県内勤務医プログラムの場合は県内の救急病院の中から自分で決めることができます。

Q14 県内救急病院勤務時は救急医療に専従しないといけませんか？

→救急医療に専従する必要はありません。県内救急病院で通常の勤務をしていれば救急医療に何らかの関わりを持ちますので、それをもって救急医療に従事しているとみなします。

Q15 臨床研修終了後、大学院への進学や国内外への留学はできますか？

→県内勤務医プログラムの場合は2年間まで県内救急病院での勤務を中断することができますので、2年以内の留学は可能です。大学院に関しては、研究のみを行っている期間は中断とみなしますので、大学院で研究のみに従事する期間は最大で2年間です。ただし、三重大学大学院に在籍しながら大学病院病棟業務等に従事している場合は勤務医を継続しているとみなします。

Q16 産休や育休をとると返還の対象となりますか？

→返還の対象にはなりません。産休は勤務期間とみなし、育休は中断とみなします。なお、育休の中断については期間の制限はありません。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

三重県庁医療政策室

電話 059-224-2326 E-mail iryos@pref.mie.jp

三重県医師修学資金制度申請書類について

本制度に申請いただく場合は、下記の書類を整えて6月30日（木）までに下記担当室あて申請してください。

記

1. 修学資金貸与申請書（第1号様式）
2. 大学の在学証明書
3. 住民票又はこれに代わるもの（市町村役場発行のもの）
4. 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（要綱第1号様式）
5. 連帯保証人の所得証明書（市町村役場発行のもの）
6. 誓約書（要綱第2号様式）
7. 三重県医師修学資金応募理由書（要綱第3号様式）

※ 申請いただいた後、面接を行い貸与者を決定いたします。

事務担当

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県健康福祉部医療政策室

医療人材グループ
医師確保対策グループ
Tel : 059-224-2326

Fax : 059-224-2340

第1号様式 (第7条関係)

修学資金貸与申請書

年 月 日

三重県知事 あて

申請者(本人)氏名

印

修学資金の貸与を受けたいので、三重県医師修学資金貸与規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、三重県医師修学資金返還免除に関する条例及び三重県医師修学資金貸与規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間、へき地医療機関等又は救急病院における業務に従事することを誓います。

本人	ふりがな		大学名等	大学	
	氏名			学科	
	生年月日及び年齢	年 月 日(満 歳)		所属する学年	
	現住所及び電話番号	〒 () -			
	帰省先住所及び電話番号	〒 () -			
連帯保証人	氏名		印	生年月日及び年齢	年 月 日(満 歳)
	現住所及び電話番号	〒 () -			続柄

添付書類

- 1 大学の在学証明書
- 2 住民票又はこれに代わるもの
- 3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書
- 4 連帯保証人の所得証明書
- 5 その他知事が必要と認めるもの

修学資金貸与者推薦調書				
学校名			推薦順位	
(ふりがな)			入学年月	平成 年 月
氏名			卒業予定年月	平成 年 月
生年月日	年 月 日生 (歳)		在学年	第 学年
学力評価	区分	学力基準の内容 (各項目のいずれかに該当すれば可)		該当に○
	A	① 1年生の場合、入学試験の成績が上位1/3以上		
		② 2年生以上の場合、前年度の学業成績が上位1/3以上		
	B	① 1年生の場合、入学試験の成績が上位1/2以上1/3未満		
		② 2年生以上の場合、前年度の学業成績が上位1/2以上1/3未満		
	C	① 1年生の場合、入学試験の成績が上位2/3以上1/2未満		
② 2年生以上の場合、前年度の学業成績が上位2/3以上1/2未満				
D	上記以外の者			
健康状態	① 修学に十分耐えうるものと認められた者			<input type="checkbox"/> 適
	② 卒業後、県内のへき地医療機関等又は救急病院において業務を十分行うことができる見込まれる者			<input type="checkbox"/> 適
	健康上の特記事項 (任意記入)			
その他意見	(申請者の人物評価等その他推薦事項：任意記入)			
<p>上記の者は修学資金貸与者として適当と認められますので推薦をします。</p> <p>三重県知事 あて</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大学の学長又は学部長</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

※ 2名以上推薦の場合に必要な場合は推薦順位を記載してください。なお、審査の参考とさせていただきますので御了承ください。

誓約書

年 月 日

三重県知事 へ

住所

氏名

印

三重県医師修学資金返還免除に関する条例及び三重県医師修学資金貸与規則に定める趣旨に従い、貴県内のへき地医療機関等又は救急病院の業務に従事することを確約します。

